

令和6年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費  
(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)

謝金規程  
(登録診断機関向け)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する令和6年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）において、登録診断機関から委嘱を受けた外部専門家及び外部準専門家が、中小企業等によるエネルギー利用最適化の取組を推進する支援等（以下、「本補助事業」という。）を行うための謝金等について必要な事項を定める。

(適用)

第2条 この規程は、登録診断機関に適用する。ただし、省エネお助け隊に関する謝金支払の事項については、別に定めるところによる。

(専門家等への謝金等支給額)

第3条 登録診断機関は別表1及び別表2に規定する謝金等を外部専門家及び外部準専門家に支払う。

- 2 別表1に規定する謝金等は、外部専門家が行う省エネ診断、報告書の作成及び報告会の実施に係る費用とする。
- 3 別表2に規定する謝金等は、準専門家が後に専門家として支援活動を実施する上で必要な技能の習得を目的とした研修費とし、別表2に規定する金額のうち、専門家に係る経費は外部専門家に支払い、準専門家に係る経費は外部準専門家に支払うものとする。

(謝金の不支給)

第4条 謝金等が本補助事業以外の団体等から支払われる場合は、支給しない。

別表1 外部専門家への謝金等支給額

区分		診断プラン	単位	金額（税抜）
ウォークスルー診断	設備単位 プラン	1設備	1申込	52,000円
		2設備	1申込	104,000円
	工場・事業所全体 プラン	300k1診断	1申込	139,000円
		1,500k1診断	1申込	191,000円
		3,000k1診断	1申込	244,000円
		カスタム診断	1申込	244,000円超 ～444,000円
IT診断	IT診断	1申込	上限額2,000,000円	

別表2 外部専門家及び外部準専門家への研修費支給額

区分	単位	金額（税抜）
専門家に係る経費	1申込	8,700円
準専門家に係る経費	1申込	10,000円

注) 準専門家は、ウォークスルー診断のみ従事可能。支援活動1件当たり1名まで、1名当たり3回までを補助対象とし、診断のみ又は報告会のみ参加は原則として認めない。